

年 月	内 容
昭和 56 年 7 月	名古屋港港湾計画で西 1 区（藤前干潟の一部）が 105ha の廃棄物処理用地等として位置づけられる。
平成 3 年 3 月	環境庁（当時）が鳥類保全の観点から計画の縮小を指示する。
平成 4 年 3 月	自然環境の保全に配慮して、埋立面積を 52ha に縮小する。
平成 5 年 12 月	埋立面積 52ha を 46.5ha に縮小した計画で事業実施を決定する。
平成 6 年 1 月	環境影響評価手続きが開始される。
平成 11 年 2 月	西 1 区埋立事業の中止が市会臨時議会において表明される。
平成 14 年 6 月	国設藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区の指定に関する手続きのうち、環境省から名古屋市に対して非公式意見照会がなされる。
平成 14 年 10 月	藤前干潟を国設藤前干潟鳥獣保護区・特別保護地区に指定する官報告示が発表され、ラムサール条約登録手続きが開始される。（3 日）
	環境省が藤前干潟の「国際的に重要な湿地」の指定について告示される。（15 日）
平成 14 年 11 月	ラムサール条約の「国際的に重要な湿地」として登録される。（18 日）
	ラムサール条約第 8 回締約国会議が開催される。（18 日～26 日）
平成 15 年 11 月	名古屋市が 11 月 18 日を「藤前干潟の日」とし、ラムサール条約登録認定証（レプリカ）等をはじめ込んだモニュメントを設置する。
平成 17 年 3 月	藤前干潟協議会が設置される。（8 日）
	環境省が整備してきた「ラムサール条約湿地藤前干潟 稲永ビクターセンター・藤前活動センター」が開館する。（27 日）
平成 17 年 11 月	藤前干潟の日記念イベントとして「藤前干潟ふれあいデー」を開催する。（19、20 日）

（ ）当時の「国設鳥獣保護区」の名称は、平成 15 年 4 月 17 日の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の施行に伴い、「国指定鳥獣保護区」に変更されました。